

第140回米子市農業委員会農地部会議事録

招集年月日 平成28年11月8日(火)

招集場所 米子市役所 401会議室

開 会 午後1時30分

出席委員 1番 生田 英夫委員 2番 森田 正敏委員 3番 友森 一夫委員 4番 吉澤 一誠委員  
5番 安達 卓是委員 6番 森中 喜輝委員 7番 田口 正廣委員 8番 仲本 悟委員  
9番 小林 秀美委員 10番 新納 勝美委員 11番 矢倉 篤實委員 12番 山中 春夫委員  
13番 井田 律子委員 14番 松林 貢委員 15番 大縄 敬次委員 16番 高橋 敦美委員  
17番 三島 通政委員(部会長)

欠 席 なし

事務局 高西会長 池口事務局長 宅和係長 河野主幹 山本主幹 長谷川主任

日 程 1 農地法各条申請地現地調査

2 部会長あいさつ

3 議事録署名委員の指名

4 議事

(1) 農地法各条申請審議等

ア 第35号 買受適格証明願に対する証明及び許可について

イ 第36号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について

ウ 第37号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について

エ 第38号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について

オ 第39号 米子市農用地利用集積計画の決定について

カ 第40号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画に係る意見照会に対する回

## 答について

### 5 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (4) 非農地現況証明について
- (5) 農地等の現況に係る照会に対する調査結果について
- (6) 農地転用現況確認書の交付について
- (7) 県農業会議会議員の事務報告
- (8) その他

議事開始 午後2時30分

議長（三島委員）

現地調査に引き続きまして、第140回の農地部会を開きます。

議長（三島委員）

はじめに、議事録署名委員について、慣例により議長が指名したいと思いますがよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

それでは、議席番号7番の田口委員と議席番号8番の仲本委員にお願いしたいと思います。

本日の欠席は、ありません。

それでは審議に入ります。初めに3ページの議案第35号をお願いいたします。

買受適格証明願に対する証明及び許可について、下記証明願いについて、構造改善局長通知(昭和58年2月24日構改B203)を準用

し、買受適格を有する旨を証明するとともに、証明書の交付を受けた者が買受人となった場合には、農地法第3条第1項の規定による許可を行いたいので議決を求めます。

4 ページ番号1の買受適格証明願に対する証明及び許可について審議いたします。事務局から説明をお願いします。

事務局（河野主幹）

失礼します。番号1買受適格証明願に対する証明及び許可について説明します。米子市から出ております公売物件です。申請地は、日下の田で面積1,053平米です。申請者は、近隣の農地を公売で買受けようとするものです。取得後の経営面積は135アールとなります。以上、提出書類、3条申請が提出された場合の許可要件に不備はございませんでした。

なお、落札された場合は、3条申請が後ほど提出されますので、その許可も併せてご審議いただきますようお願いいたします。

議長（三島委員）

続きまして、地元委員さん、何か報告がございますか。

16番（高橋委員）

はい。今、事務局の説明されたとおりですけど、近くの日下に住まれる方が、経営規模拡大のため営農に便利な農地1,053平米を公売で取得しようとするものです。現地は、きちんと耕作管理されております。特に問題ないと思います。よろしく申し上げます。

議長（三島委員）

ただ今、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、これにつきましてご意見、ご質問等ございますか。

高西会長

ちょっと。

議長（三島委員）

どうぞ。

高西会長

あの、競売に掛かるということですけども、今は〇〇さんという方が耕作しているのですか。

16番（高橋委員）

実際は、〇〇さんが管理しておられます。

高西会長

初めにそれを説明していただかないと。

〇〇さんが借りて耕作しておられ、公売に掛かるということでその人が取得したいから資格を証明して欲しいと、買う場合は3条が出てきますと説明せんと、他の人が分かりませんよ。

議長（三島委員）

他にございませんか。

5番（安達委員）

すみません。

議長（三島委員）

どうぞ。

5番（安達委員）

事務局説明があったんですが、確認です。事由欄に公売と書いてありますが、競売と聞いたんですが。

事務局（河野主幹）

すみません。公売と言い直しました。ごめんなさい。

5番（安達委員）

公売ですか。わかりました。

高西会長

公売と競売は違いますか。

事務局（河野主幹）

米子市が売る場合は公売になります。

高西会長

そんな具合に言わないと、分かりませんよ。他の場合は競売で、米子市がする場合は公売になるわけですね。固定資産税か市民税を納めていないということではないかなと思うけども、事務局は、その辺をよく分るように説明せんと皆わからんぞ。

事務局（河野主幹）

申し訳ありません。

議長（三島委員）

他にございませんか。

8 番（仲本委員）

すみません。

議長（三島委員）

どうぞ。

8 番（仲本委員）

米子市の公売は、大体どのくらいの額でみておられますか。

事務局（池口事務局長）

最低価格ということですか。

事務局（宅和係長）

失礼します。見積もり価額は13万円でございます。

高西会長

それは、どんな具合に決めたのでしょうか。路線価ということか、周囲の売買を参考にしたのか。そこまで調べておられませんか。

事務局（池口事務局長）

日下は、路線価はございませんので。

事務局（宅和係長）

収税課に確認して報告します。

高西会長

後日でもいい。

事務局（宅和係長）

本日、すぐに。

高西会長

路線価ってというのは、発表される場所は別だろうけど、それ以外でもそれなりの価格は決まってるだろう。

事務局（池口事務局長）

それは、そうですけど。

高西会長

路線価の地区ではないからというのではないと思う。農地の売買価格がやたらと出るので、ちょっとそれを調べて、後日でいいので各委員さんに分かるように。

事務局（池口事務局長）

わかりました。

議長（三島委員）

そういたしますと、採決をしたいと思います。異議のない方は挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、買受適格証明を行うとともに、証明書の交付を受けた者が、買受人になった場合には、農地法第3条第1項の許可を行うことと決定いたします。

続きまして5ページ、議案第36号をお願いいたします。

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について、下記申請について、農地法第3条第1項の規定により許可したいので議決を求めます。

6ページ、番号18の淀江町本宮について、審議いたします。事務局から説明をお願いします。

事務局（河野主幹）

番号18の淀江町本宮について説明します。

詳細は議案のとおりです。本件は、譲渡人が高齢で後継者がいないため、隣人である譲受人が、売買により取得しようとするものです。

取得後の経営面積は、114アールとなります。

別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしているものと考えます。提出書類

に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくお願ひいたします。

議長（三島委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん何か報告がございますか。

2番（森田委員）

申請理由の説明をいたします。譲渡人が農地を耕作することが難しくなったため、友人である譲受人が、申請農地1,649平方メートルを売買により取得しようとするものです。

現地はきちんと管理されています。許可要件には問題ないと思いますので、ご審議よろしくお願ひします。

議長（三島委員）

ただいま、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

ないようですので、そういたしますと採決をしたいと思ひます、異議のない方は、挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定いたします。

議長（三島委員）

続きまして、番号19の富益町について、審議いたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局（河野主幹）

番号19の富益町について説明しますが、番号20も農地が隣接しているため一括して説明したいと思ひます。

詳細は議案のとおりです。本件は、譲受人が規模拡大のため、会社に隣接した農地を売買で取得しようとするものです。

取得後の経営面積は、634アールとなります。

別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしているものと考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくお願ひいたします。

議長（三島委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん何か報告がございますか。

3番（友森委員）

先ほどもありましたが、番号19と20は隣接した畑で一括して説明します。譲受人が、規模拡大のため、会社に隣接した農地、19番

が878平米、20番が596平米、合計1,474平米を売買で取得しようとするものです。許可要件には問題ないと思いますので、ご審議よろしくをお願いします。

議長（三島委員）

ただいま、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

高西会長

ちょっと。

議長（三島委員）

どうぞ。

高西会長

局長。農業法人で取得されるのは減多にないけれど、農業法人で取得されるということか。

事務局（池口事務局長）

そうです。

高西会長

説明をきちんとせんと、皆わからんよ。

事務局（池口事務局長）

はい、申し訳ありません。農地法が大分緩和されて、取得できるようになりましたので。

高西会長

そのことを、付け加えて説明せんと。まあ、わかりました。

議長（三島委員）

他ないですか。

ないようですので、そういたしますと採決したいと思います、異議のない方は、挙手をお願いいたします。挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定いたします。

続きまして、番号21の今在家について、審議いたします。事務局から説明をお願いします。



事務局（河野主幹）

番号21の今在家について説明します。

詳細は議案のとおりです。本件は、譲渡人が高齢のため、農地を譲受人に贈与しようとするものです。

取得後の経営面積は、47アールとなります。

別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしているものと考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議お願いいたします。

議長（三島委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん何か報告がございますか。

8番（仲本委員）

事務局説明のとおり、親子間の生前贈与であります。田は適正に耕作されておりました。許可要件には問題ないと思いますので、ご審議よろしく申し上げます。

議長（三島委員）

ただいま、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

ないようですので、そういたしますと採決をしたいと思います、異議のない方は、挙手をお願いいたします。挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定いたします。

事務局（宅和係長）

議長、報告をさせていただきます。

議長（三島委員）

どうぞ。

事務局（宅和係長）

先ほどの、農地の公売価格の見積もり価格の算定について、収税課で確認しましたので報告いたします。

現地の状況と近隣での取引価格の聴き取り、また不動産鑑定士の意見を参考に決めたとのことでした。以上です。

議長（三島委員）

続きまして、7ページ、議案第37号をお願いいたします。農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法施行令第7条第2号の規定により意見を具申したいので審議を求めます。

8ページ、番号5の上福原について審議したいと思いますが、関連しますので9ページ、議案第38号、農地法第5条第1項の許可申請案件である、11ページの番号61から13ページの番号66までを関連しますので一括して審議したいと思います。地元委員さんから説明をお願いいたします。

#### 4番（吉澤委員）

今日現地調査した、〇横の件です。4条の5番についてですが、あの辺は民家がなくて、ごみの取集場所もないということで、地権者がごみステーションを作るというのが5番の申請です。色々な手続きが終わった時点で市に寄付したいという意向のようです。

飛んで申し訳ないですが、5条転用の61番から66番の件ですが、ややこしいとは思いますが、11ページの61から13ページの66までです。5条につきましては、宅地化する部分と進入路にする部分の二つであります。61番から65番までが住宅にするということで、63番の方が譲渡人の息子でそこに家を建てるということで、それに伴って、他の4軒の方が併せて家を建てるという申請で、場所的には、水道、ガス、下水管があり、第3種農地ですので転用には問題なからうかと思えます。

進入路の部分は、それぞれの持分を決めて、それぞれの転用の申請が出ています。農業用水への放流、土地改良区、実行組合の同意もそれぞれ取ってありますので、特に問題なからうかと思えます。審議の方、よろしくをお願いします。

#### 議長（三島委員）

ただ今、地元委員さんからの説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございませんか。

#### 7番（田口委員）

今後の参考のために教えて欲しいんですけど。何でこんなややこしいことせんと許可が出んですか。市街化区域は不動産屋が全部買って、分割して売却するから問題ないんですけど。多分、調整だからと想像はしますけど。

#### 事務局（長谷川主任）

農地法上、許可を要する土地につきましては、原則、造成のみの許可はできません。これは、法令にありますので、不動産業者が宅地分譲を目的に土地を買うこと自体が、転用ではできないんです。ですから、一軒、一軒申請が出て一軒、一軒に対する許可が出るという流れでございます。

7 番（田口委員）

わかりました。

高西会長

それは、長谷川君が説明するのでもいいけど、委員はわかりにくいと思います。会議で地元委員さんが説明される前に、バスの中で事務局がわかるように説明して欲しいってこと。

事務局（長谷川主任）

以後、気を付けます。

議長（三島委員）

事務局は詳細に報告するよう、よろしくお願いします。

他にございませんか。

ないようですので、そういたしますと採決をしたいと思います、異議のない方は、挙手をお願いいたします。挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、8 ページ番号6 の淀江町小波について審議したいと思います、これも農地法第5条の許可申請案件である13 ページの番号68 と関連しますので、一括して審議したいと思います。地元委員さんから説明をお願いいたします。

2 番(森田委員)

4条、5条をまとめて説明します。申請地は淀江町小波の畑で、4条転用の面積は、629平方メートルです。5条転用の面積は、417.08平方メートルです。申請者は、昨年末に転用許可を受け住宅建築を計画しましたが、建物の本体工事にあたり、現場事務所と資材置場が必要になり、建築地に隣接する自己所有地を使うことを計画し、また、工事用車両の通行のために、農地に鉄板を敷いて道路にすることも計画したものです。5条の借受人が工事業者になっているのは、工事業者が地権者から直接借り受けるためです。申請地は、他の農地区分に該当しない農地で、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であって、第2種農地に該当すると思われます。

また、一時転用でもあり、特に問題ないと思われます。よろしくお願いします。

議長（三島委員）

ただ今、地元委員さんからの説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございませんか。

高西会長

ちょっと事務局に聞いてみるけどね。〇〇さんの土地はどこになる。

事務局（長谷川主任）

図面上ですか。小さいですが、〇〇の方です。

高西会長

できれば、ここに、〇〇さんと〇〇さんとよくわかるように書いてほしいです。

事務局（長谷川主任）

はい。

議長（三島委員）

そういたしますと採決をしたいと思います、異議のない方は、挙手をお願いいたします。挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、9ページ、議案第38号をお願いいたします。

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法第5条第3項において準用する、第4条第3項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。

10ページ、番号55の夜見町について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

3番（友森委員）

本日、一番最初に見たところでは、55番を説明します。申請地は夜見町の畑で、面積は334平米です。申請者はイベントに運営・企画をしていますが、現在の駐車場では手狭になったことから、隣接した申請地に駐車場を計画したものです。土地改良区の同意、隣接耕作者の同意、実行組合の排水同意もあります。申請地は住宅地が連たんする区域に隣接する区域内にある農地でその規模が10ヘクタール未満の規模であるため、第2種農地に該当すると思われます。駐車場での利用なので、開発許可は不要であることを確認しております。転用については、問題ないと思いますのでよろしく申し上げます。

議長（三島委員）

ただ今、地元委員さんからの説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございませんか。

そういたしますと採決をしたいと思います、異議のない方は、挙手をお願いいたします。挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号56の諏訪について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

#### 9番（小林委員）

56番について説明いたします。申請者は議案のとおりです。申請地は面積290平米です。申請者は、家族3人で市内のアパートで生活していますが、手狭になり実家の前の土地に住宅建築を計画したものです。土地改良区の同意、隣接耕作者の同意、実行組合の排水同意もあります。開発許可は、都市計画法第34条第11号に該当すると思われます。転用については、問題ないと思われますのでよろしくお願ひします。

#### 議長（三島委員）

ただ今、地元委員さんからの説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございませんか。

そういたしますと採決をしたいと思います、異議のない方は、挙手をお願いいたします。挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号57の河崎について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

#### 12番（山中委員）

前回、現地調査で見ているところです。申請者は、議案のとおりでございます。田畑併せて1,972平米です。今年の8月に見た、真誠会の高齢者向け住宅の建設を予定しているところでございます。工事のため、現在の駐車場が使用できなくなるということで、近い所を一時転用でなんとかしようということで申請のあったものです。土地改良区の同意、隣接耕作者の同意、実行組合の排水同意もあります。申請地は500メートル以内に駅があるため、第2種農地に該当するものと思ひます。駐車場での一時転用のため、問題ないと思ひますので、よろしくお願ひします。

#### 議長（三島委員）

ただ今、地元委員さんからの説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございませんか。

そういたしますと採決をしたいと思います、異議のない方は、挙手をお願いいたします。挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号58の彦名町について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

7番（田口委員）

58番について説明します。申請者は議案のとおりです。申請地は、彦名町の畑で面積は468平方メートルです。申請者は、申請地の横にある中古住宅を購入したことで、自家用車と会社用のミキサー車を駐車する十分なスペースを確保できることから、申請地に駐車場を計画したものです。土地改良区の同意、隣接耕作者の同意、実行組合の排水同意もあります。申請地は、住宅等が連たんする区域に隣接し、その規模が10ヘクタール未満である区域内にあるため、第2種農地に該当すると思われます。駐車場として利用するだけなので、開発許可は不要であることを確認しております。転用については、問題ないと思われますのでよろしくお願いいたします。

議長（三島委員）

ただ今、地元委員さんからの説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございませんか。

そういたしますと採決をしたいと思います、異議のない方は、挙手をお願いいたします。挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号59と60の両三柳について、関連しますので一括して審議します。地元委員さんから説明をお願いいたします。

15番（大縄委員）

番号59と60について説明します。申請者は議案のとおりです。申請地は、両三柳の田で59番が225平方メートル、60番が379.8平方メートルです。申請者は、両親の介護のことも考え、近くの申請地に住宅建築を計画したものです。進入路は、宅地造成の際、前面道路は通行できないため、申請地の一部を転用するものです。土地改良区の同意、隣接耕作者の同意、実行組合の排水同意もあります。59番の申請地は、水道管、ガス管、下水管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道で、500メートル以内に二つ以上の医療施設があるため、第3種農地に該当すると思われます。開発許可は、都市計画法第34条第12号に該当する見込みです。60番は、住宅等が連たんする区域に隣接し、その規模が10ヘクタール未満である区域内にあるため、第2種農地に該当すると思われます。転用については、問題ないと思われますのでよろしくお願いいたします。

議長（三島委員）

ただ今、地元委員さんからの説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございませんか。

そういたしますと採決をしたいと思います、異議のない方は、挙手をお願いいたします。挙手多数ということで異議なしと認め、許可申

請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、13ページ番号67を審議します。

地元委員さんから説明をお願いいたします。

1番（生田委員）

67番について説明します。申請者は議案のとおりです。申請地は、淀江町佐陀の畑で面積は780.07平方メートルです。申請人は、申請地の隣でグループホームの建築工事を請け負っておりますが、現場事務所や工事用の車両を置くスペースがないため、申請地を一時的に転用し、利用しようと計画したものです。申請地は、住宅等が連たんする区域内にあるため、第3種農地に該当すると思われます。転用については、問題ないと思われますのでよろしくをお願いします。

議長（三島委員）

ただ今、地元委員さんからの説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございませんか。

5番（安達委員）

賃料の総額分が〇円っていう意味がわからないのですが。

事務局（長谷川主任）

賃料〇円につきましては、工事期間中に地権者に支払われる合計金額です。

5番（安達委員）

総額ってというのは何の総額か。

事務局（長谷川主任）

工事期間すべての月に支払う金額の総額です。〇円を地代として払うと認識していただければと思います。

議長（三島委員）

他にないでしょうか。

4番（吉澤委員）

これに直接関係ないですけど、土地利用計画図があります。この中で、家だけが書いてあるのが何件かありますが、道路に対してどうなっているのか、周囲の農地に対してどういう位置関係にあるのか、ということをつかえるようにしてもらえるとさらに良くなると思います。

事務局（山本主幹）

例えば、道路側溝にそのまま流す場合は、道路側溝でという形で。

4 番（吉澤委員）

まあ、分かりやすいように。

事務局（山本主幹）

わかりました。

議長（三島委員）

他にないでしょうか。そういたしますと採決をしたいと思います、異議のない方は、挙手をお願いいたします。挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、14 ページ、議案第39号をお願いいたします。米子市農用地利用集積計画の決定について、別紙農用地利用集積計画（案）について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、決定を求めます。今月は、利用権設定が174件ございます。

それでは、利用権設定各筆明細について、17 ページ番号11-1 から19 ページ番号11-12まで一括して審議いたします。事務局から説明をお願いします。

事務局（河野主幹）

利用権設定各筆明細について説明します。

17 ページ番号11-1 から番号11-6 は、借受人の要望による貸付です。

18 ページ番号11-7 から番号11-8 は、借受人の要望による貸付です。

番号11-9 から19 ページ番号11-12 は、再設定です。

以上、番号11-1 から番号11-12 は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議よろしくをお願いします。

議長（三島委員）

ただ今、事務局からの説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

そういたしますと採決をしたいと思います、異議のない方は、挙手をお願いいたします。挙手多数ということで異議なしと認め、決定と



いたします。

続きまして、21ページ利用権設定各筆明細（農地中間管理権を取得する場合）について、番号11-1から56ページ番号11-162までを一括して審議いたします。

そういたしますと、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（河野主幹）

鳥取県農業農村担い手育成機構が行う中間管理権の取得についてご説明いたします。

今回は、件数が多いため、まずは、相対の契約から中間管理事業へ切り替えたものの番号を読み上げます。

21ページ番号11-1、22ページ番号11-8及び番号11-10、23ページ番号11-12から番号11-15の4件、24ページ番号11-17及び番号11-19、25ページ番号11-22から番号11-23、26ページ番号11-24、27ページ番号11-31から番号11-32、28ページ番号11-33から番号11-34及び番号11-37から番号38、29ページ番号11-39から番号11-43の5件、30ページ番号43-1及び番号11-45、31ページ番号11-49、32ページ番号11-50及び番号11-52から番号11-54の3件、33ページ番号11-55から番号11-56及び番号11-58、34ページ番号11-59から番号11-61の3件、35ページ番号11-62から番号65の4件、36ページ番号11-70、37ページ番号11-73から番号11-74、38ページ番号11-79から番号11-80、39ページ番号11-81から番号11-83の3件、40ページ番号11-86から番号11-88の3件、41ページ番号11-89、42ページ番号11-94から番号11-97の4件、43ページ番号11-100、44ページ番号11-101から番号11-104の4件、45ページ番号11-107から番号11-109の3件、46ページ番号11-111から番号11-112、47ページ番号11-114、48ページ番号11-122、49ページ番号11-123、50ページ番号11-129、51ページ番号11-134から番号11-135、52ページ番号11-139から番号11-140、53ページ番号11-146及び番号11-148、56ページ番号11-159の以上77件です。

次に、合理化事業から中間管理事業への移行分の番号を読み上げます。

24ページ番号11-18、25ページ番号11-21、27ページ番号11-28、36ページ番号11-71から番号11-72、41ページ番号11-90の以上、6件です。

残り82件は地権者の意向による貸付です。

以上、番号11-1から番号11-162まで、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、ご審議よろしく申し上げます。

議長（三島委員）

ただ今、事務局からの説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

高西会長

局長、わかりやすく簡単に説明しておいて。今までヤミ小作だったのが、担い手機構を經由してやると。

事務局（池口事務局長）

そうですね。基本的には、中間管理機構を利用して、相対から中間管理機構を中心に貸し借りをまとめられたということでご理解いただけたらと思います。

高西会長

要するに、相対の場合は、貸している人が借りている人に色々言わないといけないのですが、言いにくいというのがあるものですから、県の農業会議も、機構を介して貸し借りしなさいと指導しております。特に多く出たのは、白浜土地改良区で灌漑施設を5億かけてやりましたが、15パーセントが受益者負担ですので。白浜土地改良区の通常賦課金が全国3番目に高いうえ、さらに工事の特別賦課金の徴収も非常に困難です。地権者も自分で作られればいいですけど、ほとんどが他の人に貸し出されるということで、工事費の15パーセントを制度資金を使おうと思ひまして、とにかくコストの安い金を探してほしいと、県にお願いして、工事費の6分の5は無利子で25年間、6分の1は、利息をいただくと。条件の中には、工事が終わって3年以内に30パーセント以上を認定農業者に耕作してもらいなさいという条件があったものですから、もう3年が来るものですので、改良区としても努力して、まとまったものがいつもと違って多く出てきています。

議長（三島委員）

他に。

6番（森中委員）

ちょっと。個人が機構に出して会社がやるということは、どんなメリットがあるのかな。例えば、〇〇個人が機構に出して、会社として〇〇が受けるわけだけど、どんなメリットがあるのか。

事務局（宅和係長）

〇〇さんなど大型農家は、多くの人から多くの土地を借りておられますが、個々に地代を払う必要があります。

6番（森中委員）

いや、それはわかっていますが。〇〇が機構に出して、〇が受けるとそれは何かメリットがあるかということを知りたい。

高西会長

分かりやすく言えば、〇は農業法人でしょ。〇〇さんは社長さんで、個人で農地を持っていますよね。それを〇〇に貸すということを知りたい。

事務局（宅和係長）

考えられるのは、会社として経費で落とせることかだと思います。

6番（森中委員）

それだけか。こんなやり方しているので、何かあるかなと思って聞いたのです。

高西会長

よいかどうかわかりませんが。個人としては農業やめるということですよね。その辺はどうなりますか。わたしが全部出したとすれば、退職金みたいな金が出るが。そういうものではないか。

事務局（長谷川主任）

失礼します。一般的に個人が農地を出される場合、10年以上が原則ですが、後は1反までの自作地を残すことができますけども、経営を廃止するという形で出される場合、経営転換協力金が出ます。中間管理事業を利用している隣地を出される場合も補助金の対象になります。また、固定資産税の軽減に該当するかもしれませんが、未確認ですが、農業生産法人の経営者が自分の土地を出された場合、それが該当するかどうかを確認しなければならないのですが、一般的な個人の方でしたらメリットがあるかだと思います。

高西会長

それはいいけど、森中さんの質問の場合、何のメリットがあるのか、機構に聞いて次回報告してほしい。

事務局（池口事務局長）

はい。

議長（三島委員）

他にございませんか。そういたしますと採決をしたいと思います、異議のない方は、挙手をお願いいたします。挙手多数ということで異議なしと認め、決定いたします。

次に、59ページの議案第40号をお願いいたします。農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画に係る意見照会に対する回答について、別紙、農用地利用配分計画（案）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき意見を求めます。それでは、60ページ番号1から82ページ番号23について、一括して審議いたします。そういたしますと、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（河野主幹）

今月の農地中間管理事業利用配分計画について、耕作者選定理由をご説明いたします。

60ページ番号1から82ページ番号23まで全て、近隣ほ場の耕作者であるため配分するものです。

番号1から番号23までの選定理由は以上です。ご審議よろしく申し上げます。

議長（三島委員）

ただ今、事務局からの説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

そういたしますと採決をしたいと思います、異議のない方は、挙手をお願いいたします。挙手多数ということで異議なしと認め、適当である旨回答いたします。

審議事項は以上でございます。続いて報告事項に移ります。

議長（三島委員）

85ページ、(1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について、番号32から86ページ番号37の6件を受理しております。

続きまして、87ページ、(2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について、番号63から66までの4件を受理しております。

続きまして、88ページ、(3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、番号40から105ページ番号114までの75件を受理しております。

続きまして、106ページ、(4) 非農地現況証明について、番号16から番号19までの4件を証明しています。

続きまして、107ページから108ページ(5) 農地等の現況に係る照会に対する調査結果について、鳥取地方法務局米子支局からの地目変更登記申請に係る照会に対し、2件を非農地である旨、回答しております。

続きまして、109ページ(6) 農地転用現況確認書交付について、番号46から110ページ番号53までの8件を交付しています。

続きまして、会長に、県農業会議会議員の事務報告をお願いします。

高西会長

(鳥取県農業会議会議員の事務報告)

議長(三島委員)

本日、予定していました審議は以上のとおりですが、議題などの追加はありませんか。

ないようですので、事務局から連絡事項があれば説明してください。

事務局(宅和係長)

(事務連絡)

議長(三島委員)

これを持ちまして、第140回農地部会を終了します。

閉 会 午後4時32分